

心理的リアクタンス理論(2)

深 田 博 己

(1997年10月1日受理)

Psychological reactance theory (2)

Hiromi Fukada

The purpose of this paper was to describe psychological reactance theory in detail and discuss and refine the theory. The paper consists of following three parts.

6. Characteristics of the freedom as determinants of the magnitude of reactance
7. Characteristics of the threat as determinants of the magnitude of reactance
8. Two functions of obstruction of freedom

Key words: psychological reactance, threat, freedom.

6. リアクタンス強度の規定因としての自由要因

6.1. 規定因の概観

心理的リアクタンス理論を構想するにあたって、当初 Brehm (1966) は、喚起されるリアクタンスの強度の規定因に関して、リアクタンス強度が次の3つの変数の直接的な関数であると仮定していた (p.4)。

- ①削除されたり、あるいは脅かされたりする自由な行動の重要性。
- ②削除されたり、あるいは脅かされたりする自由な行動の割合。
- ③自由な行動の削除の脅威のみが存在する場合、その脅威の程度。

そして、これらの3つの変数以外にも、次の2つの変数がリアクタンス強度に影響を及ぼすと考えているが、影響過程が複雑であるという理由から、積極的に取り上げようとはしなかった。

- ④自由の侵害の正当性
- ⑤自由の侵害の合法性

しかし、最終的に、Brehm (1966) は、削除あるいは脅威によって喚起されるリアクタンスの強度は、次の諸要因の直接的関数であると、再提示している (p.118-p.119)。

- ①個人にとっての自由の絶対的重要性。すなわち、

潜在的に重要な欲求の充足に対するその自由の独自の道具的価値。

- ②削除時点で、他の自由の重要性と比較した当該自由の相対的重要性。
- ③削除された自由の割合。
- ④自由の暗々の削除。
- ⑤自由の削除の脅威があるとき、追従させようとする圧力の程度。

これらの5つの要因と当初の3つの要因との対応関係に目を向けると、当初の要因① (自由の重要性) が再提示の要因① (自由の絶対的重要性) と要因② (自由の相対的重要性) に分割されていることがわかる。また、再提示後の要因④ (自由の暗々の削除) は、新たに加えられた要因である。当初の要因② (侵害された自由の割合) と要因③ (脅威の程度) は、再提示後の要因③と要因⑤にそれぞれ対応している。

リアクタンス強度の規定因に関する Brehm (1966) の見解は、彼の著書の中でも微妙な変化をみせている。心理的リアクタンス理論の枠組みを論じる際に、リアクタンス強度の規定因として当初挙げられた要因①と要因②は、自由の削除と自由に対する脅威を共に考慮した上での、自由の重要性の問題であり、侵害される自由の割合の問題であった。しかし、リアクタンス強度の規定因として再提示された要因①、要因②、要因③、要因④は、いずれも自由の削除のみを想定した場合の、自由の絶対的重要性と相対的重要性の問題、侵

害される自由の割合の問題、及び自由の暗々の侵害の問題に限定されており、自由に対する脅威事態を無視する表現となっている。自由の重要性、侵害される自由の割合、自由に対する暗々の侵害といった問題は、自由の削除事態だけでなく、自由に対する脅威事態でも大切な検討課題であることに変わりはない。したがって、リアクタンス強度の規定因に関する再提示の表現は明らかに誤っていると判断せざるをえない。

ところで、リアクタンスの強度の規定因に関して、Brehm & Brehm (1981) は、さらに洗練された整理を試みている。彼らによると、心的リアクタンス理論を特徴づける2つの主要な要素は「自由」と「脅威」であり、リアクタンス強度の規定因はこれら2つの要素に基礎を置くことと捉えている。彼らは、リアクタンス強度の規定因を、次のように自由の性質に関わる諸要因と脅威の性質に関わる諸要因とに大別した。自由の性質に関わる要因としては、次の3つの要因が指摘されている。

- ①自由の重要性
- ②脅かされた自由の数と割合
- ③自由の相対的重要性

Brehm & Brehm (1981) がリアクタンス強度の規定因として挙げた、自由の性質に関係する要因は、Brehm (1966) が再提示した要因とほとんど同じである。ただし、②脅かされた自由の数と割合の要因のうちの脅かされた自由の数という要因は、Brehm & Brehm (1981) の独自の提案である。

自由の性質に関係する、リアクタンス強度の規定因は侵害される自由の重要性と侵害される自由の数とに大別される。そして、侵害される自由の重要性は絶対的重要性と相対的重要性に細分され、侵害される自由の数は、絶対数と相対数である割合（自由の総数に占める侵害される自由の数）とに細分される。本論では、自由の性質に関係する、リアクタンス強度の規定因を次のように整理する。

- ①侵害される自由の重要性（絶対的重要性）
- ②侵害される自由の相対的重要性
- ③侵害される自由の数（絶対数）
- ④侵害される自由の割合

脅威の性質に関係する、リアクタンス強度の規定因を説明するにあたって、Brehm & Brehm (1981) は、次のような項目を設定している。

- ①自由の行使に対する小さい圧力と大きい圧力の効果
- ②圧力と自由の重要性との交互作用効果
- ③ Wortman と Brehm のモデル
- ④脅威の程度と知覚された説得意図

- ⑤単一の自由に対する複数の脅威の加算効果
- ⑥異なる自由に対する異なる脅威の加算効果
- ⑦ Wortman と Brehm のリアクタンスと無力感に関する統合モデル
- ⑧暗々のリアクタンス喚起

項目④では、脅威の1タイプとしての、説得的コミュニケーションにおける送り手の説得意図の知覚に論及しているが、この問題は、リアクタンス強度の規定因として取り上げず、態度の自由に対する侵害の問題として、第10章で取り上げたい。また、項目②の一部および項目③と項目⑦は、侵害される自由の重要性と自由の侵害圧力が個人に及ぼす影響を、リアクタンスというネガティブな側面のみならず、追従というポジティブな側面からもこれらの合成効果として全体的に捉えようとする視点であるので、この問題は第8章で論じることとする。

自由の侵害の性質に関係するリアクタンス強度の規定因として、Brehm (1966)と Brehm & Brehm (1981) が挙げた諸要因は次の6つの要因に整理できる。

- ①自由の侵害の程度
- ②単一の自由に対する複数の侵害
- ③複数の自由に対する複数の侵害
- ④自由に対する暗々の侵害
- ⑤自由の侵害の正当性
- ⑥自由の侵害の合法性

ところで、要因①自由の侵害の程度に関しては、その主効果のみからリアクタンス強度に及ぼす影響を説明するだけでは不十分である。侵害される自由の重要性の要因を考慮することによって、自由の侵害の程度と侵害される自由の重要性の要因の交互作用効果として、喚起されるリアクタンスの量を説明することができる。本論では、こうした両要因の交互作用を自由の侵害の程度の要因の主効果とは別項目として取り上げることとする。他方、自由の侵害の正当性と合法性に関しては、Brehm (1966) の指摘以上に、複雑な固有の問題を含んでいるので、節を改めて考察したい。その結果、本論では、リアクタンス強度の規定因として最終的に次の要因を考えた。

- ①自由の侵害の程度
- ②自由の侵害の程度と侵害される自由の重要性との交互作用
- ③単一の自由に対する複数の侵害
- ④複数の自由に対する複数の侵害
- ⑤自由に対する暗々の侵害

6.2. 侵害される自由の重要性（絶対的重要性）

喚起されるリアクタンスの強度は、侵害される自由

の重要性の直接的関数である。侵害される自由の重要性が高ければ高いほど、喚起されるリアクタンスの強度は大きくなると予想される。

侵害される自由の重要性は、個人にとってその自由がもつ絶対的重要性の問題であり、あとで触れる自由の相対的重要性の問題とは区別される。自由の重要性に関して、Brehm (1966) は、「ある特定の自由行動が脅やかされたり、あるいは削除されたりしたと仮定すると、個人にとってその自由行動が重要であれば重要であるほど、リアクタンスの強度はますます大きくなるであろう。(p.4) と述べている。そして、自由の重要性の規定因に関する Brehm (1966) の見解によれば、自由を侵害された行動の重要性は、欲求充足に対して、その行動がもつ独自の道具的価値と、そうした欲求の現実的的最大値あるいは潜在的的最大値との乗法的結合の直接的関数である。Brehm & Berhm (1981) の言葉を借りれば、所与の行動の自由の重要性は、その行動が欲求の充足に対してもつ独自の道具的価値及び個人の欲求強度という2つの要素から成り立ち、これら2つの要素の交互作用的所産である。すなわち、自由の重要性＝欲求充足に対する行動の独自の道具的価値×欲求強度である。

ところで、欲求の充足に対して所与の行動が持つ独自の道具的価値とは、その行動が所与の欲求を充足させるための唯一の行動であるかどうかによって依存する。所与の行動が所与の欲求を充足させるための唯一の行動であり、他のいかなる行動も所与の欲求を充足させることができないうとき、所与の行動は所与の欲求を充足させる独自の道具的価値をもつという。

自由が重要であるためには、自由行動が欲求の充足に対して独自の道具的価値を持つと知覚されなければならない。自由行動が独自の道具的価値を持つと知覚された場合に限り、自由の重要性は欲求強度の直接的関数として変化するのである。もし、自由行動が独自の道具的価値を持たないと知覚されたならば、欲求強度にかかわらず、その自由行動の重要性はゼロとなり、そうした自由そのものが心理的に無意味なものとなってしまふ。

また、個人の欲求強度に関しては、Brehm (1966) が現実的的最大値あるいは潜在的的最大値と表現したように、必ずしも現時点での欲求の強度のみが関わるのではなく、将来的に起こりうる潜在的な欲求の強度も関わりをもつ。行動 A が欲求 X の充足に対して独自の道具的価値をもつことを前提として考察を進める。現時点で欲求 X の強度が大きければ、行動 A の自由が重要であることは明白に判断できる。しかし、欲求 X の強度が現在は小さくても、将来的に欲求 X の強度が大き

くなると確信されている場合には、やはり行動 A の自由は重要である。例えば、最近強い欲求 X が生じたという経験があれば、現在は欲求 X を強く感じていなくても近い将来における潜在的欲求 X の顕現性は高いと、個人に知覚されやすい。このように、個人の欲求強度は、現実レベルと潜在レベルの両方を考慮する必要がある。

ここで、欲求充足に対してもつ独自の道具的価値の問題を再考する。欲求強度に関しては、現実レベルに加えて、潜在レベルを同時に考慮することが指摘されたが、このことは、独自の道具的価値も、現時点での道具的価値のみでなく、将来における独自の道具的価値も含めて考える必要があることを意味する。現在行動 A のみが欲求 X の充足に役立つならば、行動 A が欲求 X の充足に対する独自の道具的価値をもつことは明白である。しかし、現在のところ、行動 A が欲求 X の充足に役立つだけでなく、あるいは行動 A のほかに欲求 X の充足に役立つ行動があるとしても、将来において欲求 X の充足に役立つ行動は行動 A のみであると確信される場合には、行動 A は欲求 X の充足に対して独自の道具的価値をもつといえる。欲求充足に対する自由行動の独自の道具的価値も、現実レベルと潜在レベルの両方を考慮する必要がある。

自由の重要性は、その自由が欲求充足に対してもつ独自の道具的価値の要因と欲求強度の要因によって、交互作用的に規定されているが、独自の道具的価値の要因と欲求強度の要因の関係は、前者の要因の規定力を後者の要因が増幅するという関係である。すなわち、自由行動 A のみが欲求 X を充足させるのに役立つならば、行動 A は独自の道具的価値をもち、重要である。そして、欲求 X の強度が強いほど、その欲求 X を充足させる行動 A の独自の道具的価値はますます高まり、行動 A をとる自由の重要性は一層高まる。

6.3. 侵害される自由の割合

リアクタンスの強度は、侵害される自由の割合の直接的関数である。侵害される自由の割合が大きくなればなるほど、喚起されるリアクタンスの強度は大きくなるであろうと仮定される。

侵害される自由の割合の問題に関して、Brehm (1966) は、「個人の自由行動のセットを仮定すると、削除されたり、あるいは削除に脅やかされたりする割合が大きくなれば大きくなるほど、リアクタンスの強度は大きくなるであろう。」(p.6) と述べている。そして、侵害される自由の割合がリアクタンス強度に及ぼす影響を、Brehm (1966) は次のような例を挙げて説明している。もしある人物が行動 A、B、C および D に従

事する自由をもつと信じているならば、行動 A と B の両方の削除は、A のみあるいは B のみの削除よりも、強いリアクタンスを生じさせるであろう（説明例①）。あるいは、仮に行動 A が削除されたとするならば、元々の自由行動のセットが A と B から構成されている方が、元々の自由行動のセットが A、B、C および D から構成されているよりも、強いリアクタンスが生じるであろう（説明例②）。

Brehm (1966) の説明例①のように、侵害された自由の割合は、単純には自由な行動のセットの大きさを一定に保ちながら、そこで侵害される自由の数を変化させ、侵害される自由の割合を変化させることによって操作できると考えられるかもしれない。自由な行動のセットを構成する行動選択肢の総数に占める、侵害される行動選択肢の割合が異なる事態を設定し、これらの事態間で喚起されるリアクタンスの強度を比較するのである。例えば、ある個人が、A、B、C、D、E という 5 つの行動選択肢から成る自由な行動のセットを持っているとする。これらの行動選択肢のうち行動 A の自由が侵害される事態（侵害率 20%）よりも、行動 A、B、C の自由が侵害される事態（侵害率 60%）の方が、喚起されるリアクタンスは大きくなるであろう、と仮定するのである。

しかしながら、このように自由な行動のセットの大きさが等しくて、侵害される自由の割合が異なる 2 つの事態を設定することによって、リアクタンス強度に及ぼす侵害される自由の割合の影響を検討しようとするやり方は、厳密な意味では必ずしも適切な方法であるといえない。なぜならば、2 つの事態における差異は、侵害される自由の割合の差異と侵害される自由の数（絶対数）の差異という 2 つの側面を反映している。そのため、侵害される自由の割合が異なるようにみえる 2 つの事態の間で、喚起されるリアクタンスの強度に差異がみられたとしても、そうしたリアクタンスの差異の生じた原因が侵害される自由の割合であるのか、あるいは侵害される自由の数であるのか、決定することは不可能である。したがって、侵害される自由の割合に関する Brehm (1966) の説明例①は不適切な例であるといえる。

侵害された自由の割合がリアクタンス強度に及ぼす影響を厳密に検討するためには、Brehm (1966) の説明例②のように、侵害される自由の数の影響を統制し、侵害される自由の割合の純粋な影響を抽出する必要がある。すなわち、侵害される自由な行動の数を一定に保ちながら、自由な行動のセットの大きさ（セットを構成する自由行動の総数）の異なる事態を設定し、喚起されるリアクタンスの強度をこれらの事態間で比較

しなければならない。例えば、4 つの行動選択肢から構成される自由行動のセットがある X 事態と、10 の行動選択肢から構成される自由行動のセットがある Y 事態とを想定してみよう。両事態で 2 つの行動選択肢が侵害されるとすれば、X 事態では 50% の自由が侵害されることになり、Y 事態では 20% の自由が侵害されることになる。侵害される自由の絶対数は 2 で等しいけれども、自由の侵害率は X 事態の方が Y 事態よりも大きいので、喚起されるリアクタンスの強度は、X 事態の方が Y 事態よりも大きくなると予想される。

ところで、侵害される自由の割合と侵害される自由の数とが共変する最初の例に立ち戻ってみよう。自由行動のセットの大きさは等しいが、侵害される自由の数（割合）が異なる事態を設定し、比較する方法は、論理的には、侵害される自由の数の要因と侵害される自由の割合の要因が交絡するので、これらの要因がリアクタンス喚起に及ぼす影響を分析する目的からすれば不適切であると言わざるをえない。しかし、侵害される自由の数あるいは侵害される自由の割合という概念と明確に区別して、侵害される自由の数かつ侵害される自由の割合を意味する侵害される自由の度合いという概念を使用するならば、侵害される自由の数と侵害される自由の割合が完全に対応しながら共変する事態を設定し、リアクタンス喚起に及ぼす自由の侵害の度合いの影響を検討することもそれなりの意味をもつものと思われる。この場合、侵害される自由の数と侵害される自由の割合の変化が完全に対応していることが必要条件であることは言うまでもないことである。

6.4. 侵害される自由の数

リアクタンスの強度は、侵害される自由の数（絶対数）の直接的関数である。侵害される自由の数が増加すればするほど、喚起されるリアクタンスは大きくなるであろうと仮定される。

個人が持っている自由な行動のセットの大きさが一定な事態で、侵害される自由の数の問題を考える場合には、行動セットを構成する行動選択肢の総数に占める侵害された行動選択肢の数、すなわち侵害された自由の割合（侵害される自由の相対数）を意味することになる。例えば、5 つの行動選択肢から成る行動セットのうちで、1 つの行動選択肢が侵害されるときと 2 つの行動選択肢が侵害されるときを比較してみると、侵害される自由の数は 1 個と 2 個であり、同時に、侵害される自由の割合は 20% と 40% である。

また、個人が持つ自由な行動のセットの大きさそれ自体が異なるような事態間で、喚起されるリアクタンスの強度が侵害される自由の数によってどのように異

なるかを比較することは無意味である。なぜならば、そこには、侵害される自由の数における差異だけでなく、侵害される自由の割合における差異も混入してしまっているからである。それゆえ、仮に2つの事態間でリアクタンス強度に差異が生じたとしても、その差異の原因が侵害される自由の数であるのか、侵害された自由の割合であるのか、特定することは不可能である。例えば、4つの行動選択肢から構成される自由な行動のセットのうちの3つの行動選択肢が脅やかされた事態Aと10の行動選択肢から構成される自由な行動のセットのうちの5つの行動選択肢が脅やかされた事態Bとを比較してみる。侵害された自由の数は、事態Aで3個、事態Bで5個であるが、侵害された自由の割合は、事態Aが75%、事態Bが50%である。このように、事態Aと事態Bでは、侵害された自由の数と侵害された自由の割合の両方が異なるため、両事態において喚起されるリアクタンスの強度の差異について、その原因を説明することができないのである。

したがって、侵害される自由の数がリアクタンス強度に及ぼす影響を検討するためには、侵害される自由の割合の影響を統制し、取り除かねばならない。それは、侵害される自由の割合を一定に保つことによって達成される。すなわち、自由な行動のセットの大きさを一定の割合で変化させ、侵害される自由の数もその一定の割合で変化させることによって、侵害される自由の割合が等しくて、侵害される自由の数のみが異なる事態を設定し、これらの事態間の比較を行う必要がある。例えば、5つの行動選択肢から構成される自由な行動のセットのうちの2つの行動選択肢が侵害される事態Aと10の行動選択肢から構成される自由な行動セットのうちの4つの行動選択肢が侵害される事態Bとを設定する。事態Aと事態Bにおいて侵害される自由の割合は共に40%であるので、両事態において喚起されるリアクタンスの強度の差異は、侵害された自由の数に起因すると結論を下すことができる。

6.5. 侵害される自由の相対的重要性

リアクタンスの強度は、他の自由と比較した場合の、侵害される自由の相対的重要性の直接的関数である。同一の自由行動セットを構成する他の自由の重要性が減少するほど、侵害される自由の相対的重要性は高まり、喚起されるリアクタンスは大きくなると予想される。

自由の相対的重要性に関して、Brehm (1966) は次のように述べている。「リアクタンス強度はまた、その時点での他の自由の重要性と比較した場合の、削除されたあるいは脅やかされた行動の自由の相対的重要性

の直接的関数である。所与の時点でのある人物の自由行動の全てを考慮し、削除されたり脅かされたりする自由行動の絶対的重要性を一定に保つならば、他の自由行動の絶対的重要性が減少するにつれて、削除されたり脅かされたりした自由行動の相対的重要性は、増加する。」(p.5)と述べている。

例えば、絶対的重要性が0(全く重要でない)から100(極めて重要である)までの101段階によって示される行動が6個あるとしよう。これらの行動の自由の絶対的重要性を、 $A=10$, $B=20$, $C=30$, $X=70$, $Y=80$, $Z=90$ とする。ある個人が行動選択肢として①A, B, Cのセットを持っている場合、あるいは②B, Y, Zのセットを持っている場合を想像してみよう。もし、行動選択肢Bを選択する自由が侵害されたならば、行動Bの絶対的重要性は20であり、一定であるが、行動Bの相対的重要性は、自由な行動のセットを構成している他の行動選択肢の絶対的重要性の影響を受けて変化する。行動Bの自由が侵害されるとき、行動Bの自由の相対的重要性は、自由な行動セットがA, B, Cのセットの場合に比べて、自由な行動セットがB, X, Yのセットの場合の方が小さく、喚起されるリアクタンスも小さいと予想される。また、行動選択肢③A, B, Xのセットあるいは④X, Y, Zのセットを個人が持っている場合を想像してみよう。行動Xの自由が侵害されるとき、行動Xの自由の相対的重要性は、自由な行動セットがX, Y, Zのセットの場合に比べて、自由な行動セットがA, B, Xのセットの場合の方が大きく、喚起されるリアクタンスは大きいと予想される。

7. リアクタンス強度の規定因としての脅威要因

7.1. 自由の侵害の程度

リアクタンス強度の規定因としての脅威の程度に関して、Brehm (1966) は、「ある重要な自由行動が削除に脅やかされていると仮定すると、その脅威が大きければ大きいほど、リアクタンスの強度は大きくなるであろう。」(p.6)と述べている。脅威が実行される可能性が高まるにつれて、その脅威は増大することから、脅威の程度は、脅威者と被脅威者との社会的勢力関係に密接にかかわる。自由を脅やかす脅威者の方が、自由を脅やかされる被脅威者よりも大きい社会的勢力を保有している場合には、自由に対する脅威は大きいものとなりうる。しかし、脅威者の勢力の方が被脅威者の勢力よりも小さい場合には、深刻な脅威が生じることはあまり考えられない。

Brehm (1966) は、脅威の程度とリアクタンスの強度との間に単調な直線的関係を仮定しているが、脅威とリアクタンスの関係は、Brehm & Brehm (1981) が指摘するようにもう少し複雑である。Brehm & Brehm (1981) の記述に従って、この問題を再考することにする。個人の知覚レベルにおいて、自由の行使の困難さを増加させる出来事は、その自由に対する脅威となるので、自由行使の困難さの増加が大きいほど脅威は大きいと知覚される。個人の自由を侵害する圧力の程度と脅威の程度の知覚との間の関係は、たいていの場合、侵害する圧力が大きくなると共に、脅威は大きくなると知覚され、両者の間に単調な直線関係が予想される。しかしながら、侵害する圧力が非常に小さい場合と非常に大きい場合には、侵害の圧力と脅威の知覚との間に、果たしてどのような関係が成立するのであろうか。

まず、自由の侵害の圧力が極めて小さい場合に、脅威として知覚されないほど小さい圧力が存在しうるのかどうか、すなわち、脅威の知覚に閾が存在するかどうか、という問題に注目してみる。Brehm & Brehm (1981) は、自由を侵害する圧力が小さすぎて、脅威として知覚されない閾下圧力が存在する、と述べている。脅威として知覚されない閾下圧力は、当然のことながら、リアクタンスを喚起しない。そして、それぞれの閾下圧力は単独では脅威の知覚を生じさせることはないけれども、それらの閾下圧力がいくつか結合することによって脅威の知覚を生じることがある、と述べている。閾下圧力が結合し、脅威の知覚をもたらすという加算現象は、あとで触れる単一の自由あるいは複数の自由に対する複数の脅威の加算現象とも関係している。さらに、Brehm & Brehm (1981) は、自由に対する脅威の知覚を生じさせることができないほど小さい閾下圧力であっても、ポジティブな影響効果(圧力への追従)を生じさせることがありうると述べている。これは、明らかに Brehm (1966) の見解と一致しない。

閾値を越えているとき、自由の侵害の圧力が次第に大きくなるにつれて、脅威も次第に大きく知覚されるようになるが、侵害の圧力がある水準まで高まると、自由に対する脅威が存在するという知覚が、自由が削除されてしまったという知覚へと質的に変化する。すなわち、閾値を越えた自由の侵害の圧力は、増加すればするほど侵害度は強いと知覚されるのであるが、ある水準を境にして、侵害度の知覚が脅威から削除へと質的に変化するのである。脅威の知覚から削除の知覚への変化点は、知覚された侵害圧力と知覚された自由の重要性との大小関係が逆転する点である。これは、

自由を行使しないことによる損失と侵害への圧力へ抵抗することによる損失との大小関係が逆転する点を意味する。自由に対する脅威の知覚が成立するという事は、自由を侵害する圧力が存在したとしても、圧力の回避や自由の回復が可能であると知覚された場合であり、こうした知覚は、知覚された自由の重要性の方が知覚された侵害圧力よりも上回っているという知覚に、換言すれば、自由不行使に伴う損失の方が侵害への抵抗に伴う損失よりも上回っているという知覚に支えられている。これに対して、自由に対する削除の知覚が成立するという事は、自由を侵害する圧力の回避も、自由の回復も不可能であると知覚された場合であり、こうした知覚は、知覚された侵害圧力の方が知覚された自由の重要性よりも上回っているという知覚に、換言すれば、侵害への抵抗に伴う損失の方が自由不行使に伴う損失よりも上回っているという知覚に支えられている。したがって、脅威の知覚から削除の知覚への変化点は、知覚された自由の重要性の優位性が知覚された侵害圧力の優位性へと変化する点、すなわち、自由不行使に伴う損失の優勢が侵害への抵抗に伴う損失の優勢へと変化する点であるといえる。このように、閾値を越えた自由の侵害の圧力の増加は侵害度の直線的増加として知覚されるが、ある点で脅威の知覚から削除の知覚へと質的に変化するのである。

ところで、閾値を越える自由の侵害圧力と喚起されるリアクタンスとの間の関係は、自由の侵害圧力とその知覚との間の関係とは若干異なる。Brehm & Brehm (1981) によると、自由の侵害圧力の増加に伴って、喚起されるリアクタンスは増大するが、侵害圧力に対する知覚が脅威から削除へと転換する圧力水準において、リアクタンス強度は最大になり、その圧力水準を越える侵害圧力(あるいは侵害度の知覚)はリアクタンス強度それ以上の影響を及ぼさない。以上のように自由の侵害圧力が自由に対する脅威として知覚される場合にのみ、喚起されるリアクタンスの強度は、脅威の増加と共に増加し、脅威から削除へと知覚が変化する点の圧力水準で最大値に達する。しかし、自由の侵害圧力が自由に対する脅威として知覚されない場合、すなわち侵害圧力が小さすぎて閾値に達しないときには、リアクタンスは全く喚起されないし、自由の削除と知覚されるほど侵害圧力が大きすぎるときには、最適圧力水準を越えて侵害圧力が増加してもリアクタンスは増加しない。

さらに、Brehm & Brehm (1981) は、自由が取り返しのつかない形で失われた削除事態におけるリアクタンスの問題に注目している。彼らは、削除という形である特定の自由を失ってしまった場合に、個人が継

続的にリアクタンスを喚起し続け、回復が不可能な自由を回復するように、強い動機づけられた状態にあり続けるのか、という疑問を抱いた。こうした問題に関しては、Brehm (1966) はほとんど言及していない。Brehm & Brehm (1981) は、自由が削除されてしまった場合の、時間経過に伴うリアクタンスの低減あるいは消失を説明するために、Seligman (1975) の学習性無力感モデルと Brehm (1966) の心理的リアクタンス理論を統合した Wortman & Brehm (1975) のリアクタンス-無力感統合モデルが有効であると考えている。リアクタンス-無力感の統合モデルによると、非常に大きい侵害圧力によって自由が完全に削除されてしまったと個人が確信するならば、個人はその自由を放棄してしまうので、リアクタンスがもはや喚起されないという。すなわち、自由が削除された当初の時点では、リアクタンス喚起は最大となると考えられるが、自由が完全に削除されてしまったので、その自由を二度と取り戻すことができないと個人が確信する段階に至ると、自由が放棄され、リアクタンスは消失してしまうのである。

7.2. 自由の侵害の程度と自由の重要性の交互作用

Brehm & Brehm (1981) は、ある特定の自由に関して喚起されるリアクタンスの最大量がその自由の重要性によって限定されると考えた。そして、喚起されるリアクタンスの量は自由の侵害圧力の量あるいは脅威の量の直接的関数として変化するのではなく、自由に対する侵害圧力と侵害される自由の重要性の交互作用効果を反映すると主張している。すなわち、自由に対する侵害圧力（あるいは脅威）がいかに大きくても、重要性の低い自由に関しては、少量のリアクタンスしか生じないであろうが、重要性の高い自由に関しては、大きい侵害圧力は多量のリアクタンスを生じさせるであろう。さらに厳密に検討すると、リアクタンス喚起に及ぼす自由の侵害圧力と侵害される自由の重要性の交互作用は、次のように推測することができる。

自由の重要性が低い場合、侵害圧力の増加と共にリアクタンス強度は増加するが、その増加率は小さく、侵害圧力が低水準の段階ですぐにリアクタンス強度の増加は停止して最大値をとり、それ以上侵害圧力が増加しても、リアクタンス強度は増加しない。自由の重要性が中程度の場合、侵害圧力の増加と共にリアクタンス強度は増加し、その増加率は中程度であり、侵害圧力が中水準の段階までリアクタンス強度の増加は続く。そして、中水準の段階で、リアクタンス強度の増加は停止して最大値をとり、それ以上侵害圧力が増加してもリアクタンス強度は増加しない。自由の重要性

が高い場合、侵害圧力の増加と共にリアクタンス強度は増加し続け、その増加率は大きく、侵害圧力の最高水準で生じるリアクタンスの最大値は非常に大きい。

7.3. 単一の自由に対する複数の侵害

1つの自由が2つ以上の脅威によって脅やかされるときは、1つの自由が1つの脅威によって脅やかされるときに比べて、脅威の程度が大きいと知覚されるので、喚起されるリアクタンスの強度は増加すると予想される。複数の脅威がリアクタンス喚起に及ぼす影響が単純加算的なものであるのか、それとも乗法的なものであるのかについて、Brehm & Brehm (1981) は、複数の脅威の効果にとって、脅威のタイミングが大切であると指摘している。すなわち、もしある1つの自由に対して2つ以上の脅威が同時に与えられるとすれば、加算効果が期待されるが、もし、ある1つの自由に対して1つの脅威をまず与えて、かなりの時間経過のあともう1つの脅威を与えるとすれば、最初の脅威は次の脅威に対して個人を敏感にするので、2番目の脅威は、それぞれの脅威の単独効果を単純加算した効果よりも大きいという。少なくとも、ある1つの自由に対する複数の脅威の結合効果は、それぞれの脅威の単独効果よりも大きいと考えられる。また、1つ1つの脅威が弱くて、それぞれの脅威が単独では目に見える効果をもたらさないとき、これらの複数の脅威が結合して、効果を生じさせることがあると考えられる。

7.4. 複数の自由に対する複数の侵害

2つ以上の自由がそれぞれ異なる脅威によって脅やかされるときには、1つの自由が脅やかされるときに比べて、より大きいリアクタンスが喚起されるであろうと予想される。第1番目の自由Aに対する脅威Aによって生じるリアクタンスが、第2番目の自由Bに対する脅威Bによって生じるリアクタンスに加算されるため、第2番目の自由Bに対する脅威Bが喚起するリアクタンスが強くなるのである。この問題を考える際に、2つの脅威が与えられる時間にずれがあることを前提にする必要がある。なぜならば、2つ以上の自由が同時に脅やかされる事態と1つの自由が脅やかされる事態との比較は、脅やかされる（侵害される）自由の数と割合の問題と全く同じものとなるからである。最初の脅威Aによって生じたリアクタンスが完全に低減してしまわない時点で、次の脅威Bが与えられるときのみ、脅威Aによるリアクタンスが脅威Bによるリアクタンスを増加させると考えられるので、脅威Aと脅威Bの時間的間隔は短すぎても、長すぎても加算効果を生じさせない。

複数の自由に対するそれぞれ異なる脅威がリアクタン스에及ぼす影響を扱う際に満たすべき基準として、Brehm & Brehm (1981) は次の3つを提案している (p. 80)。

- ①少なくとも2つの異なる脅威があって、それぞれの脅威が少なくとも2つの異なる自由のうちの1つに対する脅威でなければならない。
- ②2つの脅威の間に、あるいは2つの自由の間に潜在的な結びつきがあると仮定する必要があるが、2つの脅威は時間的に切り離されねばならない。時間的に切り離されているが、結びつきのある脅威であるから、加算的に作用する。
- ③最初の脅威によって喚起されたリアクタン스가低減せずに、心理的な力を保持し続けなければならない。

7.5. 自由に対する暗々の侵害

Brehm (1966) は、個人の自由が直接的に脅やかされる場合と違って、間接的に脅やかされる2つの場合があることを指摘している。第1は、単一の自由に対する単一の直接的脅威が、暗々に他の自由に対する間接的脅威を意味する場合である。Brehm (1966) は、「ある人物の自由行動 A が削除されたり、削除に脅やかされたりするとき、他の自由行動 B や C が、また、将来の事態での同一行動 A2 や A3 が削除されるかもしれないという暗々の意味をその人物は感じる」(p. 6) と述べている。ある1つの自由に対する脅威が、別の自由に対する脅威を暗々に意味したり、また、脅やかされた自由の将来における脅威を暗々に意味したりする場合である。こうした暗々の脅威が付け加わることによって、元々の脅威の程度が増大し、喚起されるリアクタン스의強度も大きくなると予想される。このように単一の自由 A に対する脅威は、①将来における同じ自由 (A2, A3, A4・・・)、②現在における別の自由 (B, C, D・・・) に対する暗々の脅威に加えて、③将来における別の自由 (B2, C2, D2・・・) に対する暗々の脅威や④これらの組み合わせを意味することがあると解釈できよう。

第2は、別の人物の自由に対する直接的脅威が、暗々にある特定の人物の自由に対する間接的脅威を意味する場合である。Brehm (1966) は、「ある自由行動が別の自由行動に対する脅威や削除によって脅やかされるとちょうど同じように、ある自由行動は、別の人物の自由行動に対する脅威や削除によって脅やかされる。」(p. 7) と述べている。この場合、個人と観察された別の人物との関係性が重要な鍵を握る。直接的に自由を脅やかされる別の人物と個人とが、類似した

立場に立っている必要がある。なぜならば、個人と別の人物との社会的地位、社会的勢力、社会的役割などが異なっていれば、それだけ別の人物の自由に対する脅威が自分にも確実に生じうるという個人の知覚が生じにくいからである。いずれにせよ、他者の自由に対する脅威が自分にも生じうると個人が知覚すれば、個人の自由は脅やかされる。そして、他者の自由に対する脅威が自分自身の自由に対しても生じるかもしれないという暗々の意味が強まれば強まるほど、喚起されるリアクタン스의強度は大きくなると予想される。

8. 自由の侵害に内在する2つの機能

8.1. リアクタン스動機と追従動機

ここで極めて重要な視点の拡張があることに注目する必要がある。それは、Brehm & Brehm (1981) が、自由の侵害圧力(あるいは脅威)には圧力(脅威)への反発を促進する機能だけでなく、圧力(脅威)への追従を促進する機能も含まれていると提案している点である。こうした Brehm & Brehm (1981) の着想は、自由の侵害圧力=圧力への反発という単純な仮定から出発した Brehm (1966) の当初の心理的リアクタン스理論の基本的枠組をまさに根底から揺がすものである。

自由に対する侵害圧力は、個人に対する賞罰を伴うものであり、圧力への追従に対して賞や報酬をもたらす、あるいは圧力への非追従に対して罰や損失をもたらすので、圧力としての機能が保障されているのである。もし、ある作用に賞罰を統制する力が備わっていなければ、その作用は圧力とはならない。賞罰の統制力を備えてこそ、作用は圧力としての機能をもつのである。報酬や賞を得るために、あるいは罰や損失を避けるために、侵害圧力に追従したいという動機が個人に生じるわけであるが、この動機のことを本論では追従動機と呼ぶことにする。このように、自由への侵害圧力は、Brehm (1966) の心理的リアクタン스理論が主張するような圧力への反発(リアクタン스)といったネガティブな影響力だけでなく、圧力への追従といったポジティブな影響力も潜在的に秘めていると考えられる。本節では、追従動機と対比させるために、便宜上リアクタン스를リアクタン스動機と呼ぶが、これら2つの用語の意味は全く同一である。

自由に対する侵害圧力は、個人に追従動機とリアクタン스動機の両方を喚起するわけであるが、結果的にどのような行動や効果が生じるかは、追従動機とリアクタン스動機のどちらが優勢であるかによって決定される。すなわち、もし追従動機の方がリアクタン스動

機よりも優勢であれば、圧力に対する追従といったポジティブな影響現象が生じるであろう。しかし、もしリアクタンス動機の方が追従動機よりも優勢であれば、圧力に対する反発といったネガティブな影響現象が生じるであろう。そして、ポジティブな影響の大きさあるいはネガティブな影響の大きさは、2つの動機の強度にどのくらいの差があるかを反映する。結局、自由に対する侵害圧力による影響は、リアクタンス動機（のもたらすネガティブな影響）と追従動機（のもたらすポジティブな影響）の合成関数であるといえる。

自由に対する侵害圧力がリアクタンス動機と追従動機を喚起するという観点から、侵害圧力の強さと自由の重要性が最終的に個人にどのような影響をもたらすのか、考察する。考察に際して、Brehm & Brehm (1981) の記述を参考にする。

8.2. 重要性の低い自由が侵害される場合

侵害される自由の重要性が低い場合には、自由に対する侵害圧力が増加すると共に、リアクタンス動機も増加するが、すぐにリアクタンス動機は最大値に達し、その最大値自体が小さく、それ以上侵害圧力が増加しても、リアクタンス動機は増加しない。すなわち、低水準の侵害圧力でリアクタンス動機は最大値をとり、その値は小さい。これに対して、追従動機は、侵害圧力の増加と共に直線的に増加し続け、しかも、侵害圧力が低水準のときにも、追従動機の方がリアクタンス動機よりも優勢である。したがって、自由の重要性が低い場合には、追従動機の方がリアクタンス動機よりも常に優勢であり、侵害圧力が低水準のときにリアクタンス動機が最大値に達するので、侵害圧力が増加するにつれて、追従動機の優勢度が強まり、リアクタンス動機が最大値に達した以降は、追従動機の優勢度はさらに加速される。このように、自由の重要性が低い場合には、自由に対する侵害圧力に追従しようとするポジティブな影響が生じ、そのポジティブな影響の強さは、侵害圧力の増加と共に増大する。しかも、侵害圧力が少し増加した段階で、侵害圧力の増加に伴うポジティブな影響の強さの増大が加速される。

8.3. 中程度に重要な自由が侵害される場合

侵害される自由の重要性が中程度の場合には、自由に対する侵害圧力が増加すると共に、リアクタンス動機も増加し、侵害圧力が中程度の水準に達したときに、リアクタンス動機も最大値に達する。重要性の低い自由が侵害される場合に比べると、侵害圧力の増加に伴うリアクタンス動機の増加度が大きく、しかも増加範囲も大きいので、最大値も大きい。しかし、リアク

タンス動機は最大値に達したあとは、侵害圧力がそれ以上増加しても、変化しない。これに対して、追従動機は、自由の重要性が低い場合と同様に、侵害圧力の増加と共に直線的に増加し続けるが、リアクタンス動機が最大値に達するまでの間はもちろん、その後侵害圧力がかなり高水準に達するまで、追従動機よりもリアクタンス動機の方が優勢のまま推移する。ただし、リアクタンス動機が最大値に達するまでは、侵害圧力の増加と共にリアクタンス動機の優勢度も増加するが、リアクタンス動機が最大値に達したあとは、逆にリアクタンス動機の優勢度は減少する。そして、侵害圧力がかなり高水準に達したとき、初めて追従動機とリアクタンス動機が等しくなり、それ以後は侵害圧力の増加と共に、追従動機の方がリアクタンス動機よりも優勢に転じる。このように、自由の重要性が中程度の場合には、侵害圧力が低水準からかなり高水準にかけては、侵害圧力に反発するネガティブな影響が生じる。そして、侵害圧力が低水準から中水準へと増加するにつれて、ネガティブな影響は強まり、リアクタンス動機が最大値を示す侵害圧力水準において、ネガティブな影響の強さは最大となる。そして、侵害圧力がさらに増加すると、次第にネガティブな影響は弱まり、リアクタンス動機と追従動機が等しくなる侵害圧力水準で消滅する。そして、さらに侵害圧力が増加すると、今度はポジティブな影響が出現し、侵害圧力の増加と共に、ポジティブな影響が増加する。

8.4. 重要性の高い自由が侵害される場合

侵害される自由の重要性が高い場合には、自由に対する侵害圧力が増加すると共に、リアクタンス動機は直線的に増加し続け、しかもその増加度は大きい。これに対して、自由に対する侵害圧力の増加と共に、追従動機も直線的に増加し続けるが、その増加度は、リアクタンス動機に比べて小さい。侵害圧力が低水準のときから、リアクタンス動機の方が追従動機よりも大きいので、侵害圧力が増加するにつれて、追従動機に対するリアクタンス動機の優勢度はますます強まり、ネガティブな影響が次第に大きくなっていく。

8.5. まとめと例外

以上のように、重要性の低い自由を行使しないように働く侵害圧力は、リアクタンス動機よりも追従への動機づけを高めるので、個人は自由の行使よりも圧力への追従の方を選んでしまい、圧力によるポジティブな影響が生じるのである。これに対して、重要性の高い自由に対する侵害圧力は、追従への動機づけよりもリアクタンス動機を高めるので、個人は圧力への追従

よりも自由の行使の方を選んでしまい、圧力によるネガティブな影響が生じるのである。

しかしながら、自由への侵害圧力によってポジティブな影響が生じるのか、あるいはネガティブな影響が生じるのかという問題は、侵害される自由の重要性和侵害圧力の大きさとその大小関係に規定されている。したがって、いくら重要性の高い自由であっても、その自由を行使することに反対する圧力が極めて大きい場合には、ポジティブな影響が生じることもありうるのである。例えば、恋人とのデートといった非常に重要な自由であっても、残業を断れば解雇される可能性があるといった極めて大きい侵害圧力が加えられるときには、個人は侵害圧力に屈して追従する方を選択するであろう。すなわち、恋人とデートするという自由を行使せず、残業しようとするであろう。

極めて強力な侵害圧力が作用する場合でも、ネガティブな影響が生じる唯一の例外的な自由がある。それは、個人が自分の人生において他のどのような自由よりもその自由の方が重要であり、人生において最も重要な自由、価値ある自由とみなしている自由である。また、個人が自分の人生そのものよりもさらに重要であるとみなしている自由がそれに該当する。個人にとって自分自身の人生に匹敵するほど重要な自由の場合には、

どんなに大きな侵害圧力が加えられようとも、常に個人には圧力への追従を上回るリアクタンスが喚起され、圧力によるネガティブな影響が生じるのである。例えば、信仰に生きがいを見い出し、宗教に生きる人々は、死を意味する改宗への圧力がかけられるときでさえ、死を恐れず信仰を選ぶ、すなわち自由を行使する。

引用文献

- Brehm, J. W. 1966 A theory of psychological reactance. New York: Academic Press.
- Brehm, S. S., & Brehm, J. W. 1981 Psychological reactance: A theory of freedom and control. New York: Academic Press.
- Seligman, M. E. P. 1975 Helplessness: On depression, development, and death. San Francisco: W. H. Freeman.
- Wortman, C. B., & Brehm, J. W. 1975 Responses to uncontrollable outcomes: An integration of reactance theory and the learned helplessness model. *Advances in Experimental Social Psychology*, 8, 277-336.